

○意匠法関係判決一覧

令和4年（2022年1月～2022年12月）（下線筆者記入）

1. 知財高判令和4年1月12日〔インジェクターカートリッジ〕令和3（行ケ）

10067 審決取消請求事件、請求認容審決取消、意匠法3条1項

【概要】本件は、原審審決が、本願意匠及び引用意匠に係る物品は、「本願意匠が「インジェクターカートリッジ」であり、引用意匠は「注射器用シリンジ」であって表記は異なるが、共に医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するものであるから、共通する。したがって、両意匠の意匠に係る物品は同一である。」とし、また、「両意匠は、意匠全体として共通する美感を起こさせるものといえる。したがって、両意匠の形態は類似する。」として、「本願意匠が引用意匠に類似し、意匠法3条1項3号に該当するから意匠登録を受けることができないと判断した。」ところ、この審決を不服とした原告が審決の取消しをもとめたものであり、請求が認容された。

本判決は、本願意匠「インジェクターカートリッジ」は、「注射器用のカートリッジ」…「注射器用の交換可能な液体・ガスなどを充填した小容器」を意味すると認めるのが相当であり、本願意匠の意匠に係る物品を「医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するもの」とした本件審決の認定には誤りがあるとし、引用意匠「注射器用シリンジ」と本願意匠の意匠に係る物品は共通しないと述べる。したがって、結論として「本件審決の本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠の同一性の認定には誤りがあるから、取消事由1（本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠の物品の同一性（類似性）の認定の誤り）には理由がある。」と述べる。

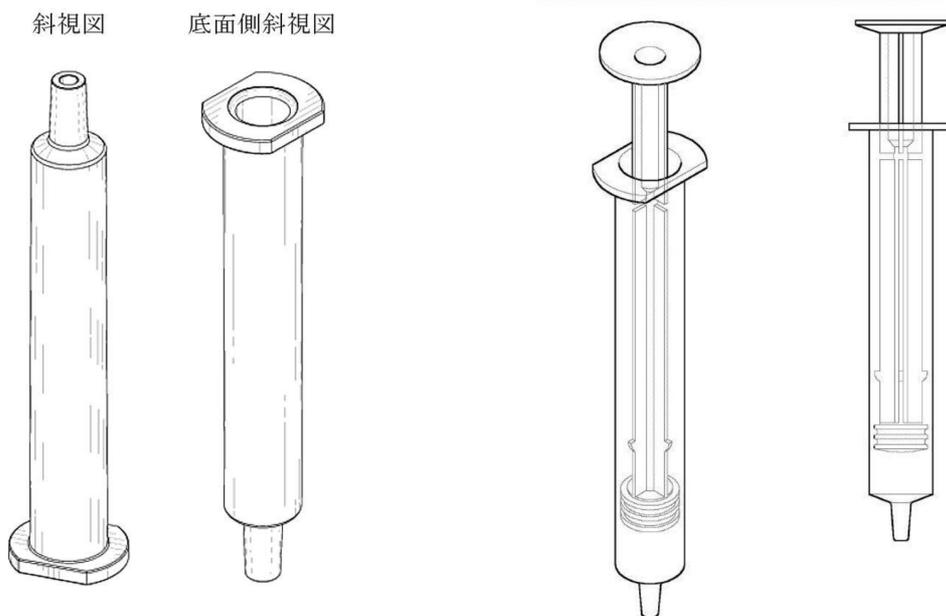
本判決は、両意匠の意匠に係る物品が類似しないとは明記していないが、「意匠に係る物品が同一又は類似」でないことから〔可撓性ホース事件〕最高裁判決（昭和45年（行ツ）第45号）にいう意匠法3条1項により拒絶するための前提要件を満たしていないと判断したと推認される（「同一性の認定には誤りがある」としており、物品の類似性については判断していないとの解釈も可能かもしれない。）。なお、形状等の認定に多少の誤認があっても意匠自体の類否判断に影響しない場合と同様に、「物品の同一性又は類似性の認定に誤りがある場合」でも、物品の類否判断に影響しないようなわずかな誤認であれば審決の判断を取消すまでのものではない場合もあると思われるが、この点も本件では明確ではない。

また、審決取消訴訟における禁反言について、「出願人が審査段階又は審判段階において述べたことについて自白の拘束力が働くものではない上、権利行使の当否ではなく権利設定の適否が問題となる審決取消訴訟である本件において、被告は行政庁として対

応しているものであって、本願意匠の意匠に係る物品につき、査定及び審判の各段階における原告の主張が本訴における主張と異なるものであったことにより被告の利益が不当に害されるとの関係もないことからすると、本件意見書や本件審判請求書における上記の原告の主張をもって、禁反言の法理の適用などによって原告が本訴において本件審決以前にしていた主張と異なる主張をすることが許されないとまでいうことはできない。」との指摘が注目される。また、これと関連して、「特定の当事者間における権利行使の制限の当否と権利の付与の適否とは、およそ場面が異なる」との指摘や「各当事者は、審判手続において具体的に争われていない拒絶理由を主張することは許されないものの、審判手続において具体的に争われた拒絶理由に係る判断の当否に係る主張やそれを裏付ける証拠の提出についてまで制限を受けるものではない。」との指摘もある。

【本願意匠（意願2019-017357）】

【引用意匠】



2. 知財高判令和4年2月9日〔入れ歯入れ容器2審〕令和3（ネ）10077 審損害賠償請求控訴事件、控訴棄却、（原審・東京地判平成30（ワ）38585、平成31（ワ）10171）

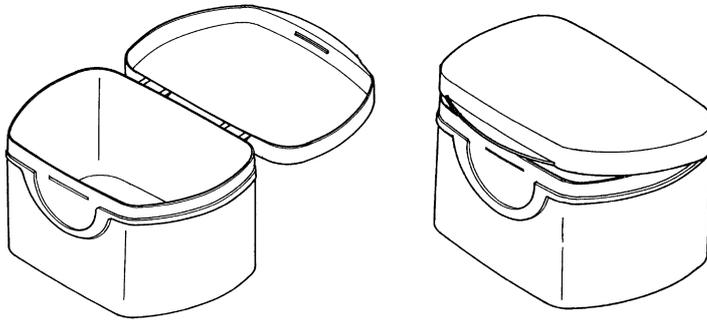
【概要】被控訴人Yは、自己を創作者とする本件意匠権の設定登録を受け、本件製品を販売していた者である。本件は、控訴人が、主的に、①本件意匠の創作者は控訴人であるから、被控訴人Yが本件意匠権の設定登録を維持し、本件製品を販売した行為等は控訴人の意匠登録を受ける権利を侵害する共同不法行為を構成すると主張し、被控訴人らに対し損害賠償金等の連帯支払を求めるとともに、②被控訴人Yが本件意

匠権の設定登録を受けた行為は控訴人の創作者名誉権を侵害する不法行為を構成すると主張し、損害賠償金等の支払を求め、予備的に、③被控訴人Yは本件意匠権の設定登録等より、法律上の原因なく利益を受け、控訴人は損失を被ったと主張し、不当利得金等の返還を求める事案である。原審は、控訴人の主位的請求及び予備的請求を全部棄却したところ、控訴人は、これを不服として、本件各控訴を提起したが、控訴は棄却された。原判決を若干修正して引用し、控訴人の主位的請求及び予備的請求は全部理由がないものとされた。

主な修正点として、「ヒンジ部分の形状」について、原審では、「当該部分の形状は、デザイン面から設計されたものではなく、専ら機能的な側面から設計されたものと認めるのが相当である。そして、原告が設計した当該ヒンジの形状は、蓋をスムーズに二段階で開けるのに最適な形状であることからすると、蓋に上記のような機能を持たせるためには、本件製品が有するヒンジのような形状を採用することが不可欠と認めるのが相当である。したがって、原告が設計した入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は、そもそも、意匠としては保護されないというべきである。」と述べ点について、知財高裁は、「蓋に上記のような機能を持たせるため、専ら技術的な観点から本件製品が有するヒンジのような形状が採用されたものである。」と改める。「ヒンジのような形状」について、原審では、「採用することが不可欠」な形状と評価するのに対し、「専ら技術的な観点から」採用されたものであるとし、「ヒンジ部分の形状は、そもそも、意匠としては保護されない」ものとは評価していない。

したがって、本件における控訴人の「意匠の定義（意匠法2条1項）によれば専ら機能的な側面から設計されたものも意匠に該当するとし、また、ヒンジ部分は本件製品の全体の美観に大きな影響を与えているなどとして、本件製品のヒンジ部分の形状は意匠として保護される旨」の主張については、同様に、「本件製品のヒンジ部分の形状は、蓋を二段階でスムーズに開けるとの機能を確保するために専ら技術的な観点から採用されたものである上、同ヒンジ部分は、本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美観には大きな影響を及ぼさないものであるから、控訴人は、本件意匠の創作に実質的に関与した者ということとはできない。」と述べる。当該形状が「専ら技術的な観点から採用されたもの」というだけではなく、全体に占める割合を考慮し、総合的に意匠の美感に与える影響を判断している。意匠の創作に関与した者か否かの判断基準は、その者の創作が、「本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美感」に大きな影響を及ぼす形状等に係る創作か否かであると理解される。

【本件意匠 1 1 2 4 8 8 4 号】



【先行公知意匠】

「デンチャーハウスプレーン」



「いればこ君」



3. 大阪地判令和4年2月10日〔頭部マッサージ具、指マッサージ具〕令和元（ワ）10829意匠権侵害差止等請求事件、請求認容、意匠法37条

【概要】 本件は、意匠に係る物品をそれぞれ「頭部マッサージ具」及び「指マッサージ器」とする「本件意匠権1」「本件意匠権2」を有する原告が、被告の製造等に係る各製品の意匠は本件各意匠にそれぞれ類似するなどとして、被告に対し、被告各製品の製造等の差止並びに廃棄等、及び、損害賠償の支払等を請求する事案である。

本判決は、意匠の類否判断における「物品の類似」の考慮方法が注目される。すなわち、前提事実において、「被告製品1は本件意匠1に係る物品である「頭部マッサージ具」に、被告製品2は本件意匠2に係る物品である「指マッサージ器」に、それ

ぞれ相当する。すなわち、被告各製品の意匠（被告各意匠）に係る物品と本件各意匠に係る物品は、それぞれ同一である（弁論の全趣旨）。」と述べる。しかし、それ以降、裁判所の両意匠の類否判断においては、「物品の類似」を前提要件として別個に判断していない。これを敷衍すれば、意匠の類似は、需要者に起こさせる美感の類似であり、意匠の類否判断は美感の類否を判断すれば十分であって、物品の類似を前提要件とする必要はないと理解される。すなわち、本件は、意匠の類似とは美感の類似であると捉えるものであり、類否判断基準の一般論として、「登録意匠とそれ以外の意匠の類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（法24条2項）。この判断に当たっては、両意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様を全体的に観察するとともに、意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を惹きやすい部分、すなわち要部を把握し、要部において両意匠の構成態様が共通するか否か、差異がある場合はその程度や需要者にとって美感を異にするものか否かを重視して、両意匠が全体として美感を共通するか否かによって判断するのが相当である。」と述べる。そして、結論として、両意匠は「全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感が共通しており、類似する」と述べ、物品の類似については意匠の類似の要件としていない（一般財団法人知的財産研究教育財団『平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書』（平成30年3月）〔茶園成樹〕は、「意匠の類否は、…対比される両意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美感が共通するかどうかで判断される」とし（167頁）、物品（及び、物品の部分の用途機能）は類否判断の考慮要素であるが、「物品の共通性が意匠の類似の要件として維持されるべきか」は検討を要するとし（174頁）、物品の類似を類否判断の前提要件としない可能性を示唆している。）。

本件意匠1及び2に関する類否判断は、上記一般論に基づき、物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、意匠の要部を把握している。すなわち、本件意匠1及び2については、先行する公知意匠がなく、基本的構成態様についても、「骨格的部分の形状であるにもかかわらず、先行する意匠にはこれと同一ないし類似するといえるものが見当たらない」ことから、基本的構成態様も意匠の要部であるとされ、本件意匠と被告意匠とは、「その骨格的な構成態様において共通し、両意匠の差異点は…そのもたらす印象をもって共通点により需要者に生じる美感の共通性を凌駕するほどのものということとはできない。」とし、類似すると結論する。なお、本件意匠の後願意匠については、「登録意匠の要部認定に当たっては、先行する公知意匠を考慮すべきではあっても、登録意匠の出願に後れる後願意匠を考慮することは、原則として相当でない。」との指摘がある。

なお、本件意匠2の要部認定に関し、「平面視における一对の支持部の間に形成される空洞が本件意匠2の全体の長手方向の長さに占める割合（具体的構成態様J2-3）」について、「マッサージ中のマッサージ部位の状態の確認等に関わる点で、需要者は、そのような空洞の存在そのものには着目すると思われる。もっとも、それがマッサージ具全体の長手方向の長さに占める割合の多寡についてまで強く注意を惹かれると見るべき事情はうかがわれない。」とし、「空洞の存在」は要部であるが、「占める割合の多寡」は要部でないと評価している。しかし、被告意匠2は平面視の「空洞の大きさや形状」が本件意匠2の2倍程度大きく形状も明らかな相違がある。また、「注意を惹かれると見るべき事情はうかがわれない」とする具体的理由は明らかではない。追加的な理由として、「このことは、原告製品2が、標準小売価格900円（税抜。乙20）と比較的低価格な生活雑貨品といえる範疇のものであり、購入に際し需要者が機能及びデザイン性を考慮するとしても、通常、その形状の細部まで子細に検討する機会が多いとはいえないと見られることを踏まえると、尚更である。」と述べる。だが、意匠の要部は、「意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して」把握すると的一般論から見ると、商品価格を参酌することについては疑問がある。

本件意匠1及び2は、ともに部分意匠であるが、その構成態様の認定では、『意匠審査基準』（Ⅲ部2章1節3頁）が述べる4構成要素（①意匠に係る物品、②部分の用途機能、③位置等、④部分の形状等）について、区別した認定はなく、また、4構成要素の類否を区別して判断していない。

しかし、意匠法39条2項の推定覆滅事由の有無等においては、部分意匠であることが考慮されている。本件意匠権1関係では曖昧であるが、本件意匠権2関係では、「本件意匠2は指マッサージ器のローラー部分を含まない部分意匠であることは、被告製品2の販売等により被告が得た利益と原告が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情として、相当程度考慮すべきである。」と述べる。部分意匠であることの考慮を含めて、推定覆滅事由は全体として、本件意匠権1関係では4割、本件意匠権2関係では6割の限度で覆滅されるとされており、製品全体に占める部分意匠の寄与度が考慮されている。

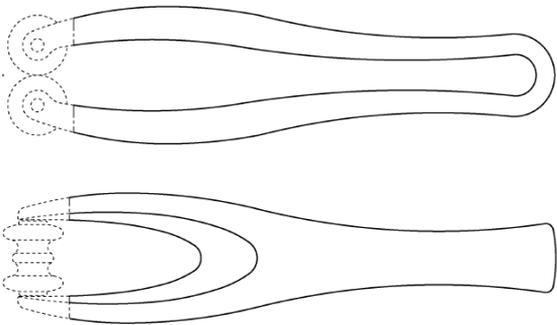
【本件登録意匠1（意匠登録第1341897号）】



【被告製品1】



【本件登録意匠2（意匠登録第1313704号）】



【被告製品2】



4. 知財高判令和4年3月22日〔排水口用ゴミ受け2審〕令和3（ネ）10078意匠権侵害差止等請求控訴事件、控訴棄却、（原審・東京地判令和3年9月15日令和2（ワ）11491）、意匠法29条

【概要】本件は、意匠に係る物品を「排水口用ゴミ受け」とする原告意匠権（意匠登録第1651754号）を有する控訴人が、被告製品の製造等の差止め及び廃棄等を求めるとともに、損害賠償金等の支払を求める事案である。

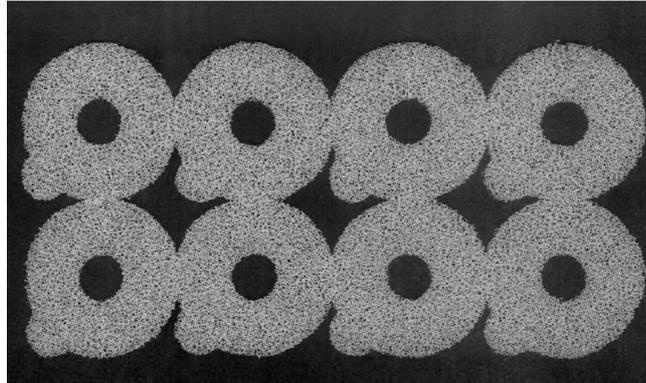
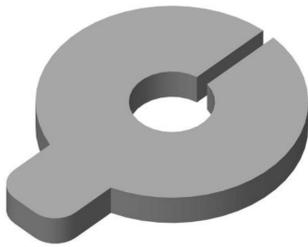
原審は、被告製品の開発経緯を検討し、「原告意匠と被告製品の意匠が類似しているとしても、ダイセンは、原告意匠を知らないで自ら原告意匠又はこれに類似する意匠を創作し、又は同意匠の創作をした者から知得して、原告意匠登録出願の際、現に日本国内において原告意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていたことができるので、意匠法29条に基づき、原告意匠権について通常実施権を有する」とし、原告の請求を棄却した。

本件控訴審も、控訴人の請求はいずれも理由がないとし、原判決を引用し、被控訴

人の先使用权を認めている。

【本件意匠（意登1651754号）】

【被告製品】



5. 知財高判令和4年3月24日〔ヘアキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075意匠権侵害差止等請求控訴事件、控訴棄却、意匠法37条、（原審・東京地判令和3年9月7日令和2（ワ）14629）

【概要】本件は、意匠に係る物品をヘアキャッチャーとする意匠権（意匠登録第1620963号）を有する控訴人が、被控訴人による被告製品の販売等が本件意匠権を侵害すると主張して、被控訴人に対し、意匠法37条1項に基づく被告製品の販売等の差止め、同条2項に基づく被告製品及びその半製品の廃棄並びに民法709条に基づく損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。原審は、被告製品の意匠は本件意匠に類似しているとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを不服として、控訴人は、本件控訴を提起したが、控訴は棄却された。

原審と類否判断の結論は同じであり、また、参酌された公知意匠も同一であるが、「類否判断の基準」を最初に述べる等、全体の構成を修正し、また、意匠に係る物品の認定、類否判断はしていない点が注目される。知財高裁の類否判断の基本型を示す判決である。同様の一般論を述べ、物品の類似を前提要件としていない裁判例として、例えば、大阪地判令和4・2・10〔頭部マッサージ具、指マッサージ具〕令和元（ワ）10829がある。

原審は、争点（被告意匠は本件意匠と類似するか）について、まず「（1）本件意匠に係る物品はヘアキャッチャーであり、被告製品は排水口用ごみ受けフィルターであるから、物品として類似している。」と述べる。次に、本件意匠の構成、及び、被告意匠の構成を認定し、その後、類否判断の一般論として、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われ（意匠法24条2項）、具体的には、意匠に係る物品の性質、用途、使用形

態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して、需要者の注意を引くべき形状等を把握し、そのような形状等において両意匠が共通するか否かを中心としつつ、全体としての美感が共通するか否かを検討してされる。」と述べる。結論では、「本件意匠と被告意匠の差異点から受ける印象は、本件意匠と被告意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものであるといえる。よって、被告意匠は、本件意匠に類似していないというべきである。」と述べ、原審でも結論においては、前提要件としての「物品の類似」には言及していない。また、原審における具体的な類否判断は、物品と形態を一体的に検討し、「意匠自体の美感の類似」を判断しているといえよう。

これに対して、本件控訴審判決は、「1 争点1（被告意匠は本件意匠と類似するか）について」の最初に「(1) 類否判断の基準」を述べる。それは、「美感の類似」に基づく意匠の類否判断の基準であり、また、意匠法24条2項だけでなく、意匠法23条本文を基礎として述べる点が注目される。

両意匠の具体的な類否判断の内容は、原審とほぼ同じであり、実質的に美感の類否判断であり、意匠自体の類似を判断するものである。なお、本件意匠の要部については、「本件意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮すると、本件意匠の構成のうち需要者の注意を惹きやすい部分は、渦流生成部及び捕捉部の形状等である」とし、「各公知意匠において開示されている構成を考慮すると、本件意匠の渦流生成部及び捕捉部の形状等のうち、公知意匠にはない新規な創作部分であるといえるのは、渦流生成部が、斜面体のみで構成され、各斜面体の境界を区切る構造体がなく、段差構造のみによって境界が形成されている形状であることといえる。」と述べ、物品としての要部形状等のうち、公知意匠にはない新規な創作部分を「注意を特に惹きやすい形状」として認定している。そして、この要部形状が需要者に与える「印象」について認定している点が注目される。すなわち、「需要者が本件意匠の実施品を観察する場合には、上記の形状に着目することになるといえるところ、このような形状は、各斜面体が、反時計回り及び時計回りいずれに向かっても漸次幅寸法が小さくなる二つの曲線及び一つの概ね直線で囲まれた形状であり、捕捉部を中心として等角度位置に計6個配置されていることとも相まって、需要者に対し、渦流生成部において水が渦を巻くように整然と流れるような構造であるという印象を与えつつ、渦流生成部に斜面体以外の構造体が設けられていないことにより、全体として凹凸が少なくシンプルですっきりとした印象を与えるものとして、需要者の注意を特に惹きやすい形状である」と述べる。この印象の認定は、要部形状が起こさせる美感の認定であり、原審の本件意匠の要部認定にはなかったものである。

そして、両意匠の共通点及び差異点の検討では、「被告意匠において各斜面体の反

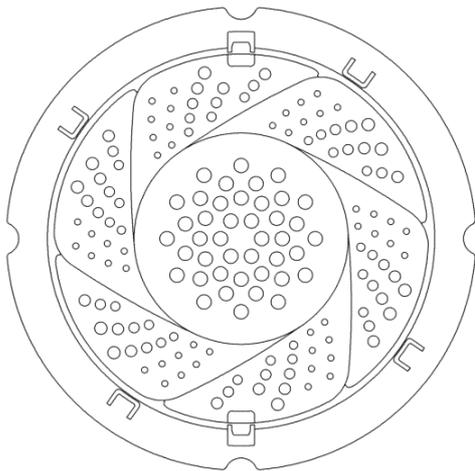
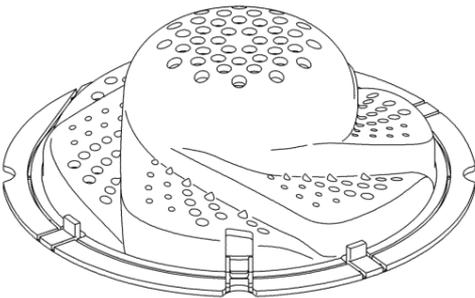
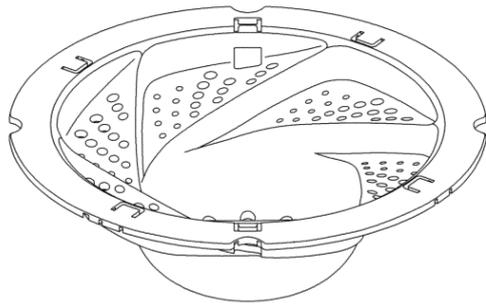
時計方向側の外周部に形成されている堰部は、…需要者が上方又は斜め上方から観察した場合において、容易に看取される程度の高さや幅を有するものであり、各斜面体を区切るために独立して設けられた構造体であると認識される形状及び大きさであるといえる上、堰部が斜面体と共に明確な渦状模様を顕出させることにより、需要者に対し、斜面体に何らの構造体が設けられていない場合と比較して、より勢いのある水流が生じる構造であるという印象を与えるものといえ…本件意匠及び被告意匠における上記差異点は、需要者に対して大きく異なる美感を生じさせるものというべきである。」と述べる。これは、両意匠の全体としての美感を明示的に認定するものであり、上記「物品の類似」が前提要件とされていない点とともに、原審と大きく異なる点である。原審では、共通点及び差異点について個別に「類否判断に与える影響」を評価し、その評価を総合的に判断し両意匠の類否を判断している（このような判断手法は、審決でよく見られる手法と共通する。）。しかし、これに対して控訴審は、各個別の評価を踏まえるとともに、要部の美感を認定し、類否判断の結論として「全体としての美感が共通するか否か」について明示的に判断しており、意匠の類否判断基準の一般論を適用して、意匠の類否判断は意匠全体の美感の類否であることを示したものである。なお、「本件意匠の要部である形状」を「各斜面体が、反時計回り及び時計回りいずれに向かっても漸次幅寸法が小さくなる二つの曲線及び一つのおおむね直線で囲まれた形状」として認定しており、被告意匠の「斜面体」は「漸次幅寸法が小さくなる3つの曲線で囲まれた形状」であり、この両意匠の「斜面体の形状の差異点」が「堰部」の有無の差異点とともに、両意匠の印象（美感）の相違を決定づけていると判断したと思われ、これも原審では明示的ではなかった点である。

また、控訴審では、要部（需要者の注意を惹きやすい部分）の認定において、公知意匠参酌が重視されており、意匠の類否判断の基準にいう「公知意匠にない新規な創作部分」の評価が重視されている（なお、参酌されている公知意匠は、原審と共通であり、原審でも公知意匠参酌を重視して共通点及び差異点の評価をしている。原審については本書2499の414頁参照。）。また、本件意匠の要部認定を踏まえ、被告主張についても、公知意匠を参酌した評価が重視されている点が注目される。例えば、「本件意匠及び被告意匠は、基本的構成態様①ないし③が共通するほか、上記アの①ないし⑤の点において具体的構成態様が共通するものの、前記(3)イによれば、これらは公知意匠において開示されている構成であるか、又は需要者が観察する際に特に着目しない部分であるといえるから、いずれも需要者の注意を惹きやすい部分における共通点ではない」と述べる。なお、「渦流生成部を区分けする構造体がフランジ部よりも上方に張り出していない形状については公知意匠（公知意匠5）が存在することから

すれば、そのような形状は、需要者の注意を惹きやすい部分であるとはいえないから、本件意匠の要部であると認めることはできない」と述べるが、公知意匠5の存在1つだけでは、上部に張り出していない形状が「ありふれたもの」とはいえないから、「需要者の注意を惹きやすい部分であるとはいえない」と単純に判断できるかについては疑問がある。

【本件登録意匠】

【被告意匠】



イ 公知意匠

(ア) 本件意匠の出願当時において、次の公知意匠が存在したことが認められる。

a 意匠登録第1554062号公報(乙3。平成28年7月19日公報発行)に記載

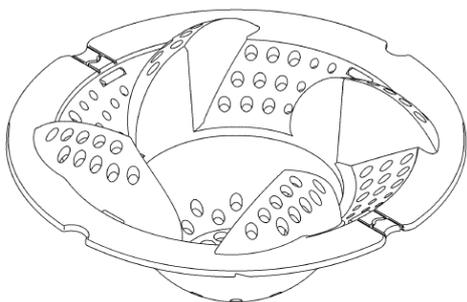
された意匠（以下「公知意匠1」という。）



b 意匠登録第1570084号公報（乙4。平成29年2月20日公報発行）に記載された意匠（以下「公知意匠2」という。）



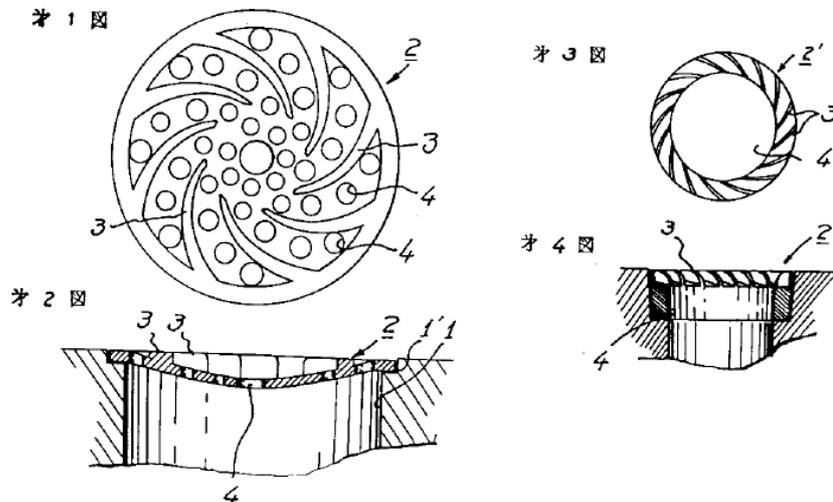
c 意匠登録第1531898号公報（乙5。平成27年8月24日公報発行）に記載された意匠（以下「公知意匠3」という。）



d 意匠登録第1544259号公報（乙6。平成28年2月22日公報発行）に記載された意匠（以下「公知意匠4」という。）



e 公開実用昭和51-105866号(乙16。昭和51年8月24日公開)に記載された意匠(以下「公知意匠5」という。)



6. 大阪高判令和4年6月1日〔送風機付き照明器具2審〕令和3(ネ)2663 意匠権侵害差止等請求控訴事件、控訴棄却、意匠法37条、不競法2条1項1号、3号。(原審大阪地判令和3・11・25 令和2(ワ)10386)

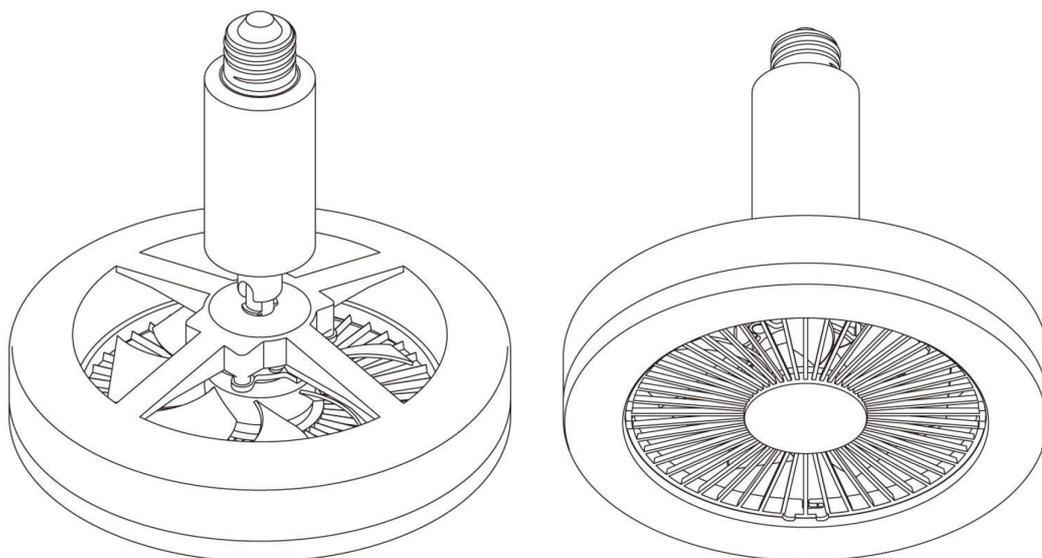
【概要】控訴人(1審原告)は、被控訴人(1審被告)による(被告商品)の製造、販売行為に関し、① 被告商品の意匠(被告意匠)は、意匠に係る物品を「送風機付き照明器具」とする原告意匠に類似することから、原告意匠権を侵害する、② 被告商品は原告商品の形態を模倣したものであるから、不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争に該当する、又は③ 被告商品は周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用するものであるから、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当するとして、1審被告に対し、被告商品の譲渡等の差止(意匠法37条1項又は不競法3条1項)、製造の差止(意匠法37条1項又は不競法3条2項)、被告商品及びその半製品の廃棄(意匠法37条2項又は不競法3条2項)並びに損害賠償(意匠権侵害の不法行為〔民法709条〕又は不競法4条)等の支払を求めている。原審は、被告意匠は本件意匠に類似しない等として、請求をいずれも棄却した。

意匠権関係の争点は、「原告意匠と被告意匠の類否」である。不競法2条1項3号関係は、被告商品による形態模倣の有無、不競法2条1項1号関係は、原告商品の形態の商品等表示該当性と原告商品と被告商品の形態の類否及び混同のおそれの有無である。

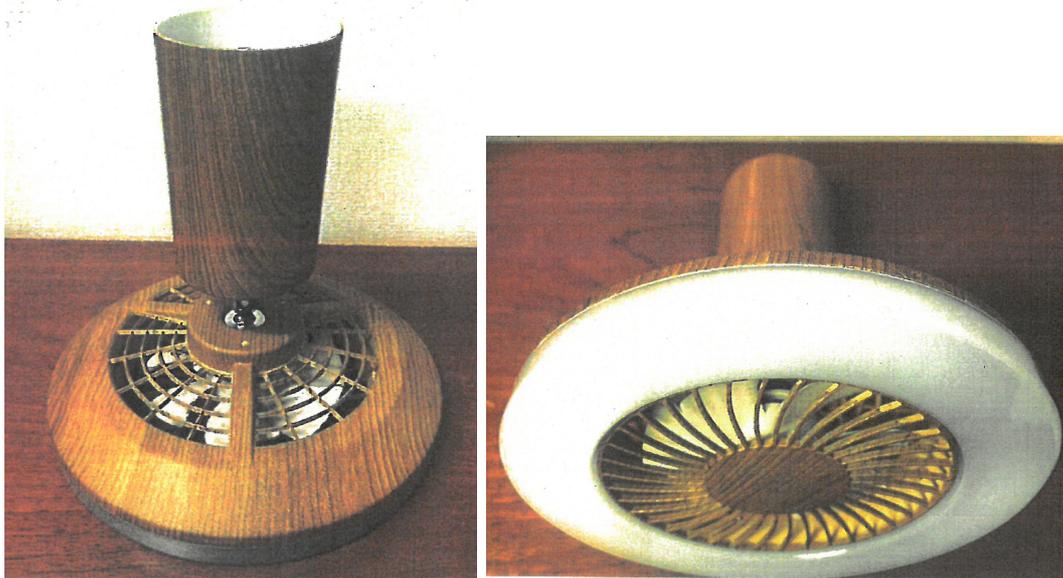
控訴審の判断は、原審を若干補正するが、ほぼ同一である。なお、当裁判所における主張に対する判断では、「点灯した場合、差異点が明確でなくなることがあったと

しても、需要者は、常に点灯した状態で看取するわけではない」と述べる点が注目される。また、原審が、「原告意匠では中空部下面に48本の直線状のファンガードが放射状に形成されている(E3)のに対し、被告意匠では、中空部下面に36本の湾曲線状のファンガードが放射状に形成されている…差異点Aに関し、円筒状中空本体の下面部につき原告意匠と被告意匠を対比すると、ファンガードの本数及び形状から、原告意匠では、やや密であり、かつ、直線的でシャープな印象を与えるのに対し、被告意匠では、やや疎であり、かつ、曲線的で柔らかな印象を与えるといえる。」と述べていた点に関し、1審原告は、「差異点Aが微差であり、むしろ、円形板から放射状に多数のファンガードが面一に形成されているという全体的な印象の方が強い」と主張するのに対して、公知意匠を参酌して評価していることが注目される。すなわち、本件では、「確かに、原審の認定した上記具体的構成態様(E3/e3)によると、1審原告が主張するとおり、いずれの意匠も、多数のファンガードが円筒状中空部下面とほぼ面一に形成されているという印象は受けるものの、このような形態を備えた先行意匠が存在することが認められ(乙14~16、乙17の1・2)、多数のファンガードが存在することや、略面一であることもって特徴的ということとはできない。むしろ、ファンガードの形状が直線的であるか、曲線的(渦巻き状)であるかについての差異点は、より強い印象を与えるというべきであり、上記差異点を微差ということとはできない。」と述べ、公知意匠の存在を根拠として需要者の注意を引く程度を評価している。

【本件意匠 登録第1650627号 送風機付き照明器具】



【被告商品】



7. 知財高判令和4年6月28日〔工具の落下防止コードI〕令和3（行ケ）10158 審決取消請求事件 請求棄却 意匠法3条2項

【概要】本件は、「本願意匠は、当業者が、本願意匠の意匠登録出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものと認められるから、意匠法3条2項の規定により、意匠登録を受けることができない」とした審決の取り消し請求が棄却された事例である。

本件は、「意匠登録を受けようとする意匠の認定方法」について一般論として、「出願された意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品等に対し、どのような形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の創作がされたか、ということとその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うべきである。」と述べる。意匠の創作とは、用途機能を有する物品に対する形状等の創作であり、物品と結びついた形状等に関する創作であることを明記している点が注目される。審決の本願意匠（部分意匠）についての認定は、『意匠審査基準』に基づき、部分意匠の4構成要素に分節した認定であるが、上記「意匠登録を受けようとする意匠の認定方法に沿ったものであり、相当である」と述べる。

原告の「当該物品全体の形状等の中での本願部分の位置、大きさ、範囲を認定していない」との主張については、「本件審決の認定により、本願意匠の意匠に係る物品

全体の形状の中での本願部分の位置、大きさ、範囲は示されている」と述べる。なお、「さらに、原告の指摘する意匠審査基準の記載中には、「なお、位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。」という記載があるところ、引用意匠2（後記のとおり、本願意匠の創作容易性を判断する資料として用いることができる。）に照らして、本願部分の位置、大きさ及び範囲は、ありふれた範囲内のものであると認められるから、類否判断にほとんど影響を与えないものと認められる。」と述べる。この説示の意味はやや曖昧であるが、本願部分の位置等はある範囲内のものであり、類否判断にほとんど影響を与えないものであるから、創作非容易性要件の判断における意匠の創作内容（用途機能を有する物品に対する形状等の創作）の認定としては、本件審決の認定が適当であるとの意味であろう。すなわち、意匠の類似判断における意匠の認定も意匠の創作内容（用途機能を有する物品に対する形状等の創作）の認定であり、創作非容易性要件判断における意匠の認定は、意匠の類否判断における意匠の認定と同様であると理解される。

また、原告の「当該物品全体との対比において意匠登録を受けようとする本願部分の認定をすべき」との主張に対しては、審決の認定で位置等は明らかであり、「本願部分の形態」の認定としては、「本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されなければならないと解すべき根拠はない」と述べる。

意匠法3条2項（創作非容易性要件）の趣旨については、「新規な意匠であっても、当業者が容易に創作をすることができる意匠に排他的な権利を与えるならば、産業の発展に役立たず、かえってその妨げとなるからであり、「当業者」とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。」と述べ、『意匠審査基準』（Ⅲ部2章2節1頁）の考え方を肯定している。また、創作容易性の判断方法としても、「「公知となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができた」とは、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合をいうと解される。そして、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのまま表されている場合に加えて、改変が加えられている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変にすぎない場合は、なお創作容易な意匠であると判断すべきである。」と、『意匠審査基準』と同旨を述べる。

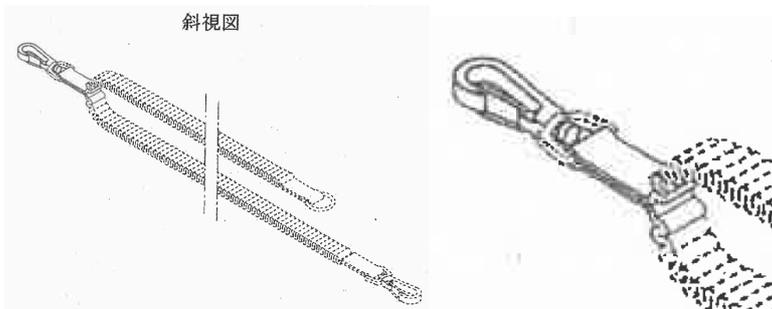
そして、〔可撓伸縮ホース〕及び〔帽子〕事件の最高裁判決を踏まえ、「創作非容易というためには、物品の同一又は類似という制限をはずし、上記周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を要すると解すべきであり、」と述べるとともに、「本願意匠に係る物品と厳密には同一といえなくても、それと目的又は機能を共通にし、製造又は販売等する業者が共通している物品は、本願意匠に係る物品の当業者がその形状等を当然に目にするものと推認されるから、同一の物品分野に属するものとして、創作容易性を判断する際の資料となるものと解すべきである。」と述べる。したがって、判断資料は、同一類似の物品に制限されないが、当業者が「当然に目にするもの」の範囲に制限されると解される。

本件では、「引用意匠1は、本願意匠と物品を同一にするものであるし、引用意匠2に係る物品は、本願意匠と同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められ、本願意匠は、当業者が、本願意匠の出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものである」とし、本願意匠の創作非容易性が否定された。すなわち、創作非容易性判断の結論として、「引用意匠2のフック部を、引用意匠1の形状のものとし、帯部より先の二又に分岐した2方向のコードのうち、平たいテープ状のコードを蛇腹タイプの波形伸縮コードとし、分岐根元部について、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態とし、帯部を縫い目がないようにして、本願意匠を創作することは、本願意匠に係る物品と同じ安全用のコードの分野の公知の意匠（引用意匠2）をもとに、その構成要素の一部を、同じ物品の分野で公知であった意匠と置き換え、又は同じ物品の分野で公知であった意匠を寄せ集めたにすぎないものであり、そのような置き換え又は寄せ集めに関して、当業者の立場からみて意匠の着想の新しさや独創性があるとは認められず、そのため、本願意匠は、その意匠の属する分野におけるありふれた手法により創作されたものであると認められる。」と述べる。

なお、原告の「ナスカンとカラビナでは全体の形態や質感等の外観が大きく異なる」との主張に対して、「落下を防止する対象の重量等の違いに応じて、構成部材の寸法、材質、強度などが異なると推認されるが、それらは当業者が適宜設定し得る設計事項であると認められ、それらの違いによって、創作が容易であるとはいえないような独創的な美感の違いを生ずるとは認められない。」と述べる。これは、『意匠審査基準』の「ありふれた手法」と「軽微な改変」との区別に対応すると解される。すなわち、引用意匠1と引用意匠2との置き換え又は寄せ集めは創作容易な「ありふれた手法」であり、これに対して、構成部材の寸法等の相違は、美感の違いを生じない（美感が同一の）ものであり、そのような当業者が適宜設定し得る設計事項は、「ほ

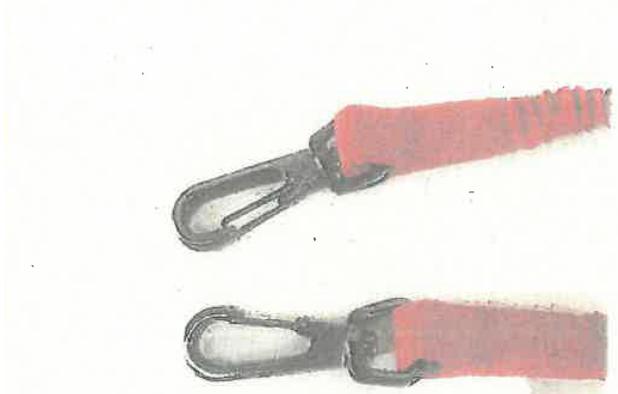
とんどそのままあらわされている場合」に準ずる「軽微な改変」である。

【意匠登録出願（意願2019-017943号）】



【引用意匠1「落下防止コード」】

【NRK】布製安全コード 赤 3kg（落下防止コード）-大工道具・金物の専門通販アルデ



【引用意匠2「ハーネスライン」】

ダブルベルトハーネスライン スクリュータイプフック付 31565D プラスチモ

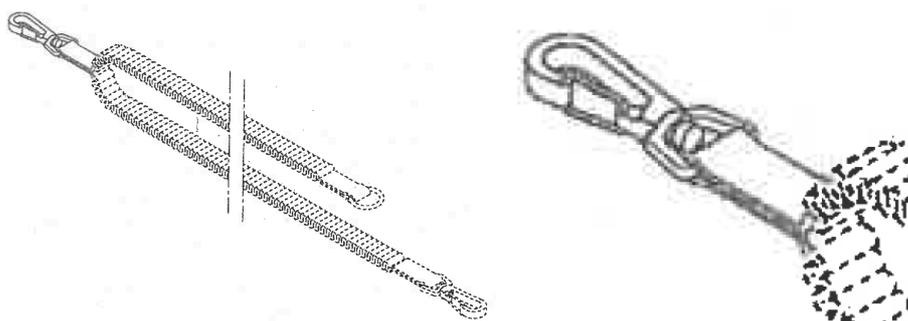


8. 知財高判令和4年6月28日〔工具の落下防止コードⅡ〕令和3（行ケ）10159 審決取消請求事件 請求棄却 意匠法3条2項

【概要】本件は、「本願意匠は、当業者が、本願意匠の意匠登録出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものと認めら

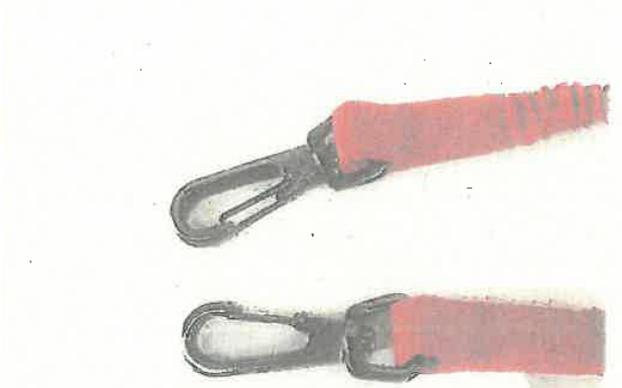
れるから、意匠法3条2項の規定により、意匠登録を受けることができない」とした審決の取り消し請求が棄却された事例である。

本願意匠は、令和3（行ケ）10158の本願意匠とは、「Dカン部」も意匠登録を受けようとする部分に含む点で相違する。判旨は、上記令和3（行ケ）10158と同旨である。



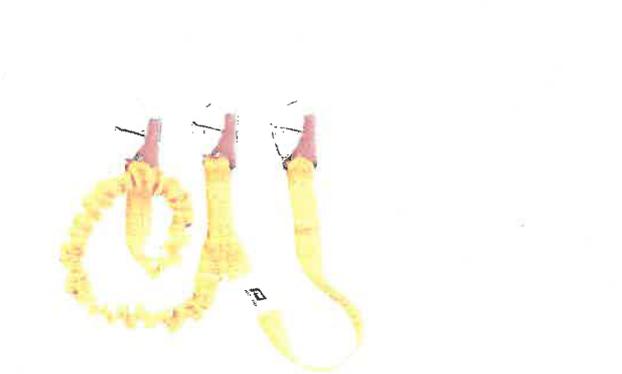
【引用意匠1「落下防止コード」】

【NRK】 布製安全コード 赤 3kg（落下防止コード） - 大工道具・金物の専門通販アルデ



【引用意匠2「ハーネスライン」】

警告機能付ハーネス ダブルベルト ダブルアクションフック付 57305D プラスチモ



9. 知財高判令和4年9月29日〔スライドファスナー用スライダの胴体〕令和3（行ケ）10114 審決取消請求事件 意匠法3条1項3号、同条2項

【概要】本件審決は、「本件意匠は、甲1のカタログに記載された意匠（以下「甲1意匠」という。）に類似するものであり、また、甲1意匠等の形態に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといえるが、甲1カタログは、その頒布された日付に疑義があるものである上、甲1意匠が本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であるとする客観的な証拠はないから、本件意匠は、甲1意匠によっては、意匠法3条1項3号及び同条2項（令和元年法律第3号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に該当しない」と判断した。

これに対し、裁判所は、「甲1カタログが真正に成立したものと認めることはできないから、甲1意匠が、本件意匠の出願前に公然知られた意匠又は頒布された刊行物に記載された意匠であると認めることはできない。」とし、「本件意匠は意匠法3条1項3号及び同条2項に該当するものとは認められないとした本件審決の判断に誤りはない」として、請求を棄却したものである。

10. 東京地判令和4年9月27日〔子供用乗用玩具〕令和2（ワ）28363 意匠権侵害差止等請求事件 意匠法37条1項、2項、意匠法39条2項

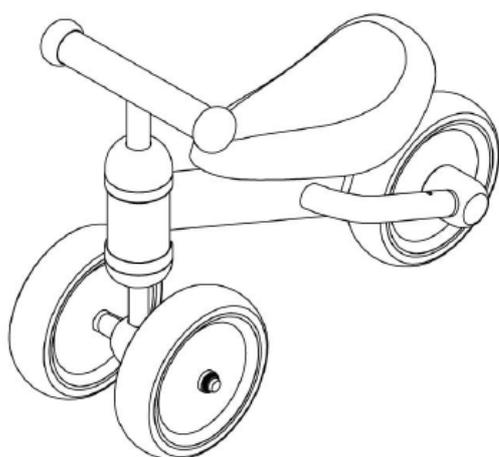
【概要】本件は、意匠に係る物品を「子供用乗用玩具」とする登録意匠に係る意匠権を有する原告が、被告製品に係る意匠は本件意匠に類似し、その製造等は本件意匠権を侵害すると主張して、被告製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄を求めると共に、損害賠償請求権に基づき損害賠償等を求める事案である。被告意匠は本件意匠に類似するとして、被告製品の製造等の差止め及び廃棄が認められたが、被告製品の販売については、売上額を上回る経費等の支出があり、被告は、被告製品の販売により利益を受けたとはいえないとして、損害賠償等は認められなかった。

本件では、本件意匠の構成態様、及び、被告意匠の構成態様について、「前提事実（当事者間に争いが無い、末尾の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。）」において認定している。また、被告提出の公知意匠、意匠登録第1658399号公報（乙2）及び投稿動画（乙6）についても、本件意匠の出願日後に出願、又は、公開されたもので、「いずれも本件において参酌すべき公知意匠とは認められない。」ことを「前提事実」として述べている。本願意匠の出願後の公知意匠を、本件意匠の新規な創作部分の認定において参酌しないことは妥当と思われるが、「本件意匠と被告意匠の類否（争点1）」との関係で、争いが無いといえないものであり、「前提事実」とすることには疑問がある。

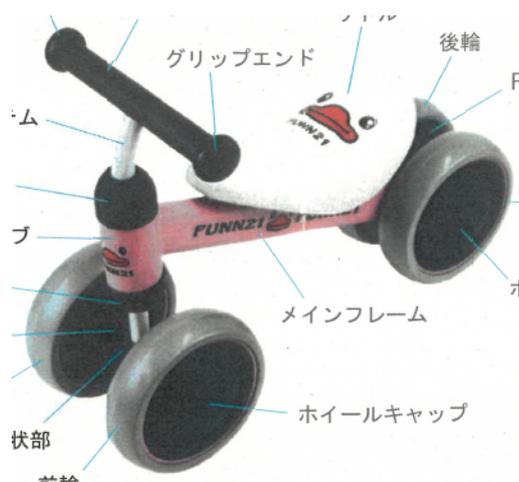
類否判断の一般論としては、最近の多くの裁判例と同様に、「登録意匠と対比すべき相手方の製品に係る意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法24条2項）。その際、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を斟酌して、取引者ないし需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。」と述べる。

本件意匠の基本的構成態様の各要素は、「個別には公知意匠にもみられるものである。しかし、各要素を組み合わせた全体としての形状を有する公知意匠及び構成態様Cにより特定された寸法比率等の公知意匠は証拠上見当たらない。」とし、基本的構成態様「A～D」を中心に要部を把握する。そして、「本件意匠と被告意匠とは、基本的構成態様（構成態様A～D）の全てにおいて共通する」もので、差異点は「本件意匠と被告意匠との共通点を凌駕し、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるもの」ではなく、本件意匠と被告意匠とは類似するとし、小括として、「以上のとおり、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一であり、類似する意匠といえる」と述べる。

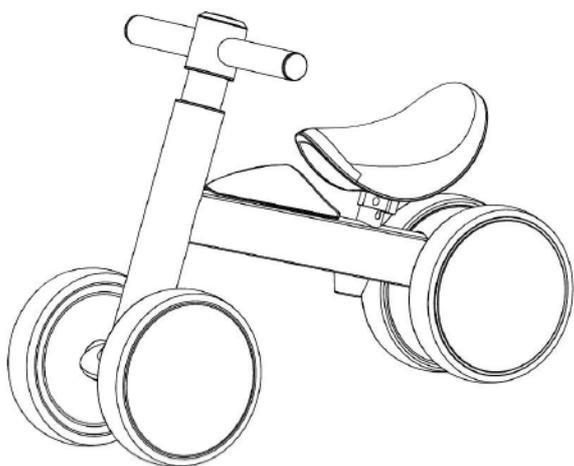
【本件意匠（意匠登録第1513381号）】



【被告意匠】

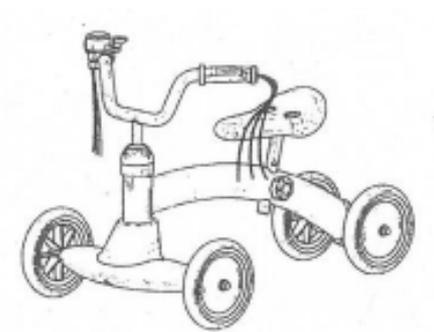


【乙2 意登1658399】 (後願)



【公知意匠：乙1 意登1299834】

【乙3】



【乙4】

【乙5】

